

令和7年第2回定例会

歌志内市議会会議録

第3日目（令和7年6月19日）

（午前 9時58分 開議）

開 議 宣 告

○議長（本田加津子君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（本田加津子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、2番佐藤良治さん、7番下山則義さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（本田加津子君） 日程第2 諸般報告であります。

議会事務局長から報告いたします。

遠藤議会事務局長。

○議会事務局長（遠藤裕子君） 報告いたします。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（本田加津子君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（本田加津子君） 日程第3 昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問は通告された範囲を逸脱しないようお願いいたします。

それでは、発言を許します。

質問順序4、議席番号2番、佐藤良治さん。

一つ、選択的週休3日制の導入について。

- 一つ、自治体退職者復職制度の導入について。
 - 一つ、市の組織機構の見直しについて。
 - 一つ、物価高から市民生活を守る経済対策について。
- 以上、4件について。

佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 改めまして、おはようございます。

課長職の皆様方におかれましては、4月に行われた人事異動において、担当部署が変わり、新たな立場で、このたびの第2回定例会に挑まれている方もいらっしゃると思いますが、改めて、私は、活発な議論を交わし、まちづくりを建設的に前に進めていかなければならないものと認識しております。私の質問の意図がうまく伝わらない場合や、私の考え方に誤りがある場合には、遠慮なく御指摘いただき、有意義な議論の場にしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従いまして質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

件名1、選択的週休3日制の導入について。

働く場所や働く時間の柔軟化が進む現代社会において、職員自身が週に働く日数を選ぶことが可能な選択的週休3日制は、働き方の柔軟性を高め、育児、介護、治療などと仕事の両立、学び直し、余暇の充実、地域貢献など、働く人のワーク・ライフ・バランスを促進する施策として期待されています。

そこで伺いますが、

①本市において、選択的週休3日制の導入に向けて、取組を進める考え方はないか伺います。

件名2、自治体退職者復職制度の導入について。

近年、市職員の離職者が多い状況となっています。特に、若年層の離職者が多い状況を踏まえ、将来に向けて優秀な人材を確保し、多様な働き方ができる魅力的な職場環境を構築することが急務な状況と認識しています。

そこで伺いますが、

①昨今では、優秀な人材の流出を防ぎ、定着を促すリテンションマネジメントの重要性が高まっています。退職者の増加傾向が続く本市においても、即戦力の人材確保を目指すことが急務な状況から、自治体退職者復職制度の導入に向けて取組を進める考え方はないか伺います。

件名3、市の組織機構の見直しについて。

市職員を取り巻く環境は、地方分権の進展などによる様々な制度改革、多様化する市民ニーズへの対応など、以前と比べて業務量が大きく増加しています。このような状況を踏まえ、多様化する行政需要に対応しつつ、効率的かつ機能的な行政組織の構築を図ることが重要と認識しています。

そこで伺いますが、

①本市の組織機構は、現在、グループ制を導入していますが、グループ制のメリット、デメリットをどのように捉えているか、見解を伺います。

②行政組織においては、市民目線の組織機構、効率的な組織機構、行政課題に的確に対応する組織機構が最も重要と認識していますが、現状の本市の組織機構は、この3点を的確に捉えた組織機構となっているのか、見解を伺います。

③限られた人員と財源の中、急速に変化する社会情勢や市民の方々からの様々な要望などに柔軟かつ迅速に対応するため、組織機構の見直しが必要と考えますが見解を伺います。

件名 4、物価高から市民生活を守る経済対策について。

昨今の経済情勢においては、燃油価格や物価の高騰などから、市民生活は大変厳しい環境を余儀なくされています。

そこで伺いますが、

①物価の高騰が続く状況を踏まえ、市民生活を守る取組として、本市独自の経済対策が必要と考えますが見解を伺います。

②これまで実施し、市民にも、市内事業者にも一定程度の経済波及効果を上げている本市独自の経済対策である地域商品券を、いま一度配布することが必要と考えますが見解を伺います。

以上、件名 4 件、7 項目の質問につきまして、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田加津子君） 理事者答弁、三浦総務課長。

○総務課長（三浦悟君） 改めまして、おはようございます。

私からは、件名 1 から件名 3 につきまして御答弁申し上げます。

初めに、件名 1、選択的週休 3 日制の導入についてでございますが、選択的週休 3 日制につきましては、国家公務員においては、本年 4 月から全職員を対象に本格導入が始まっており、その取扱いとしましては、希望する職員に対し、1 週間の総労働時間の維持を条件に、任意の平日 1 日を休日とするものであり、フレックスタイム制のシステムを拡充した制度として実施されております。

また、選択的週休 3 日制の課題としまして、特に小規模自治体では、少ない職員数で窓口業務などが円滑に遂行できるかという懸念があるということが一般的に言われております。

本市にこの制度を導入するとした場合、勤怠管理システムの導入や、前提としてのフレックスタイム制導入が各所管において可能であるかどうかの調査検討、さらには組織機構の見直しなど、事前に解決しなければならない多くの課題がございますので、これらの課題を少しずつでも解消していきながら、本制度の導入について検討してまいりたいと考えます。

次に、件名 2、自治体退職者復職制度の導入についてでございますが、自治体退職者復職制度につきましては、他の自治体の例を見ますと、主に育児や介護等やむを得ない理由により退職した元職員を対象とした職員採用制度であると認識しております。

これを本市に当てはめますと、該当される方は非常に少ない状況であります。しかしながら、御指摘のとおり、人材の確保は本市の重要課題であることから、本市を退職した元職員が復職を望んでいるときには、ぜひ採用試験を受けていただきたいと考えます。

なお、現在の本市の職員採用に係る募集要件におきまして、本市退職者を排除するものにはなっておらず、また新卒者等を対象とした日本人事試験研究センターによる各種試験のほか、当該試験によっても定員に満たない場合や年度途中における随時募集においては、インターネット上で受験でき、一定の教養・適性等を判定する S P I 3 試験を実施していることから、改めての制度導入については考えておりません。

次に、件名 3、市の組織機構の見直しについての①グループ制のメリット、デメリットについてでございますが、グループ制のメリット、デメリットにつきましては、過去からも一般質問等において度々取り上げられており、メリットとしましては、事務事業の執行に適した体制を柔軟に対応できること、係間の壁がないため、複数の職員で協業体制が可能であること。デメリットとしましては、所管事務が多くなり、業務の目標管理や進行管理が不徹底となりやすく、中間管理職による管理の徹底が必要となることを挙げているところであります。

本市のグループ制は導入から 18 年が経過し、その間の様々な見直しの結果、一般的なグ

グループ制ではなく、グループという名称の大きな係のような、本市独自の行政機構となっている状況にあります。仮にグループ制導入前の係制のまま、現在の職員数まで減少した状況と比較いたしますと、より柔軟な対応が可能となっているものと考えます。

次に、組織機構に係る見解につきまして、②と③に関連がございますので、一括して御答弁申し上げます。

現在の本市のグループ制におきましては、複数の係をまとめた大きな係のようなグループとなっており、見かけ上、どの職員が何の業務を担当しているのか、それぞれの業務を主に担当しているのは誰なのか、これが外部からは分かりにくい体制であることは否めない状況であるものと認識しております。

近隣をはじめ、他市町の組織機構の状況も参考に、より柔軟で市民の皆様にも分かりやすい組織機構を構築できるよう、情報の収集や職場内の調査を進めていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 山川産業課長。

○産業課長（山川勉君） 改めまして、おはようございます。

私から、件名4、物価高から市民生活を守る経済対策について御答弁申し上げます。

初めに、①物価の高騰が続く状況を踏まえて、市民生活を守る取組として、本市独自の経済対策が必要と考えますが、昨今の物価高騰による家計の負担増は、市民の皆さんの生活に大きな影響を与えているものと認識しております。

市といたしましては、物価高騰に伴う市内の消費活動低迷による地域経済への影響を最小限に抑えるため、庁内協議はもとより商工会議所と連携しながら、市独自の取組も含め、市内事業者等の支援を軸として、消費喚起による地域経済の活性化を図ってまいります。

続きまして、②これまで実施し、市民にも市内事業者にも一定程度の経済波及効果を上げている本市独自の経済対策である地域商品券を、いま一度配布することが必要と考えますが見解についてでございますが、昨年12月に発行しました地域経済・物価等高騰支援地域商品券につきましては、換金率が99.0%と大変好評であり、市内事業者にも一定程度の経済波及効果をもたらしたと、商工会議所から伺っております。

市といたしましては、国の臨時交付金など有利な財源の確保をはじめ、市独自の対策について、商工会議所とも連携を図りながら、必要とされる事業者支援や子育て支援、低所得者への支援など、国や北海道からの情報収集に努めながら、関係所管と慎重に検討し、実行してまいります。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、確認を含めまして、順次再質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、件名1の選択的週休3日制の導入についての関係になりますが、公務員の方々の週休3日制の導入に関しましては、答弁の中にもございましたが、私が調べた中では、令和5年7月に国家公務員の週休3日制が導入されるというニュースが報道されており、当初の週休3日制は介護や育児など事情がある人にだけ適用される制度であったものと思っております。その後、人事院では、この制度の対象を本年4月から職員全員へ広げることを検討されていたとのことであり、全国に先駆けて、東京都や千葉県、栃木県宇都宮市などの地方自治体においても広がりつつある制度でございます。

時代の変化に伴い、働き方が多様化していく、いわゆる働き方改革が進展していく中、私は職員の方々にとって働きやすい環境を整えていくためには、制度の導入に当たっては、内容の研究や検証も必要になるものと思っています。

ここで改めてお聞きしますが、これまで選択的週休3日制の制度について、本市で何かやってみようとか検討された経過があるのか、それとも、検討はこれまでは一切したことがないのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦悟君） 確かに議員おっしゃるとおり、これまで選択的週休3日制の導入について検討した経緯はございません。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 私はこういった制度の導入を前向きに検討することが必要と考えております。先ほどいただいた答弁の中では、勤怠システムの導入ですか、これは前提として必要になるのは当然分かっておりますが、フレックスタイム制の関係は、私、本市ではこれまで土日や祝日に休日出勤した場合、平日に代休を取得できることになっていると思います。この制度の取扱いを拡充することで可能ではないかなと思っています。

働き方の多様化が進む現代社会において、職員の方々にとって、より働きやすい環境を整えていくことが求められている状況で、再度お尋ねしますが、答弁では多くの課題があり、少しずつ課題解決していきながら、制度の導入について検討していくよということでしたが、制度の導入の可否について、本市において選択的週休3日制を導入するのか、導入しないのかといった判断も含めて、職員の方々から意見聴取して、特に若い世代の方々、労働組合の組合員の方たちから、しっかりと意見聴取して、職員の方々の求めに応じて判断されてはどうかと考えている部分もありますが、改めてその見解についてお聞きしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦悟君） 職員の考え方含め、職場での対応が可能であるかどうか、その辺も含めまして、一度意見を伺ってみたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 基本的には残業をした場合には、残業手当を支給することが原則ではありますが、私は職員の方々には相当にサービス残業をされているのではないかなと、これはあくまでも私の予想になりますけれども、多少の残業においてはサービス残業になっているのではないかなと思っています。

週休3日制は、公務員の方々の勤務時間は1日7時間45分、週でいくと38時間45分になりますが、この勤務時間を下回らない範囲で働く時間を上手に調整しながら、1週間に3日休みを取得するものであり、その分休日以外に何時間か残業して勤務時間を調整することになるのかなと思っています。

職員の方々にとって働きやすい環境を整備していくためにも、職員組合などからしっかりと意見を聞くなどして取組を進めていただくよう、改めてお願いを申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、件名2の自治体退職者復職制度の関係になりますけれども、先ほどの質問通告の際にもお話ししましたが、優秀な人材の流出を防ぐ、職場・仕事への定着を促す取組であるリテンションマネジメントの重要性が昨今では高まっています。リテンションマネジメントは働く人材の成長を促す、また、適正に働く人材を評価することが重要視されているものであり、きちんと評価することにより、職員は仕事に対する貢献度が実感できることからモチベーションの

アップになるものであります。

しかし、私は最近の状況を見る限り、本市ではこの取組が弱い、全くとは申し上げませんが、ほとんど取り組んでいないように感じているところであります。

このリテンションマネジメントの関係は人事評価の関係とリンクすることから、また、改めて機会を設けて質問させていただくことにしますが、一度退職した人を正規職員として再雇用する自治体退職者復職制度、人材確保のハードルが高まっている現在において、この取組を進めている自治体が多くなってきております。私が調べた中では、一定程度の成果を上げている自治体もありまして、既に北海道においても取組を進めているなど、近い将来全国的に広がっていくのではないかなと感じております。

答弁では、制度の該当となる方が少ない、また、職員採用の募集要件では、本市の退職者を排除するものにはなっていない、このような答弁では、正直申し上げて残念でなりません。こういった答弁をされるのであれば、新規の募集をしても応募がなく欠員が生じている現状、欠員が生じている職場で働く職員の方々が多くの仕事を抱えて大変な現状、人員不足から少なからず行政サービスが低下している現状に対して、どのような認識を持たれて、またこういった現状に対して何か具体的な解決策を持たれているのか、改めて見解をお聞きしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 今、議員の御質問があったように、職員の補充については、今100%かなっていないという状況は現実でございます。新規採用の募集をかけても、中途採用についても、いまだ応募がないという状況が続いて、欠員状態が現状も続いているということは現実でございます。

そういった意味で、今回、佐藤議員のほうからも御提案あったような、そういった退職者の復職制度も含めて、うちの人事担当の所管のほうでも、今年度から採用の募集に向けても、民間の採用募集のサイトなど、そういったところの部分も使ったりということも新たに始めようとしております。それ以外に、今、佐藤議員がおっしゃったように、人員不足のところをどうやって補っていくかというところは、どうしても課題で残ってまいります。その部分につきましても、私が就任して以来、組織を再構築というか、維持していくためには、様々なものを導入してやっていかなければならないということが現実でございますので、アウトソーシングも含めて、いろいろなことを、できるものを導入しないことには、この人員不足というのを解消できないと認識しておりますので、議員おっしゃるとおり、この制度も含めて、職員が採用される機会を増やしていきたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 今、副市長から御答弁頂戴しましたけれども、1回目の質問では、改めて制度の導入は考えていないよという内容でしたので、私も何かこれに代わる策があるのかなと思ってお聞きしましたけれども、私は、今、副市長から答弁がありましたけれども、以前と大した変わらない具体的な策がなくて困っているのかなという状況で、少しでも可能性があれば取組を検討することが必要と考えて、今回質問しているところでございます。

そもそも市役所職員を退職した私が言うのも、ちょっと疑問に思われる方もいらっしゃると思いますが、本市を退職して民間企業で仕事を経験して、公務員では経験することができないことを多く経験するなどしてスキルアップしている方々も結構います。私も何人かと話をして話しましたが、会った際には民間に勤めて変わったなど、成長したなど感じた方もいました。本市で自治体退職者復職制度を制度化した場合、確かに該当者が少ないというのは分かってお

りますけれども、そういった人材が本市に戻ってくるかどうかは分かりませんが、現状の取組、募集要件では人材が集まらない状況を踏まえて、私は選択肢の一つとして、他の自治体でも成果を上げている状況から、本市でも取組を進めることが必要だと考えておりますけれども、今申し述べた視点も踏まえて、再度見解をお聞きしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 最初に総務課長からも御答弁申し上げたとおり、決してこの制度を全く考えていないということではなくて、現状の採用の募集の要項の中では配慮していないという現実がありますということでございますので、これは近隣のまちでもフレックスタイムを昨年試験的に導入して検証した上で、今年4月からフレックスタイムを正式に導入したまちも近隣にあります。そういったことを踏まえて、私どもの総務課の担当のほうでもそういったことも研究しながら、どういったことが導入できるかということも、先ほど総務課長からも答弁がありましたけれども、職場内でのそういった調査、ヒアリングも含めて、そういった事情も聞きながら、導入に向けて、今歌志内市にとって、これがいいのか悪いのか、選択肢の一つではあると思いますので、決して全てを排除するかということではございませんので、そういったことも含めて、とにかく人材確保をするためにあらゆる手段を講じるべきだと思っておりますので、こういったことの御提案も含めて、今後検討していきたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） この関係については、これから他の自治体でも取組を進めてくるのかなと、そうしたらいろいろな事例が出てくるのかなと考えております。現状では、まだぼやっとした具体的なものがないにしても、そういった事例を参考にさせていただいて、少しでも取組を進めていただくことに期待しているところでございます。

次に、件名3の市の組織機構の関係になりますが、先ほど答弁でグループ制のメリット、デメリットについて、また本市の現状を踏まえた体制になっているかどうか確認させていただきました。若干私と認識が違う部分もありましたが、大きな方向性としてはあまり違いがないことを確認させていただきましたが、本市の現状をきちんと把握されているのかな、どうかなと。これだけ人口の減少が進み、また、お年寄りが多くなり、職員においては若年層のスタッフが多くなっている状況、これだけここ数年の間に社会情勢、まちの状況が変わっている中、先ほどの質問で申し上げた市民目線の組織機構、効率的な組織機構、行政課題に的確に対応する組織機構、この重要な3点を的確に捉えた体制には私はなっていないのかなと考えております。

この関係、単に組織の関係になりますので、総務課が所管だと思うのですが、総務課のみで考えるのではなくて、庁内全体に実際に現場の実務を担う主幹職の方々を中心に議論をまとめ、方向性を決めることが必要なのかなと考えております。

以前に、庁内で組織機構検討委員会を立ち上げて、様々な視点から検討を進めてきた経過があると思います。この検討委員会、今も組織があるのかどうか、私、分かりませんが、いま一度この検討委員会を立ち上げて、これまでのグループ制の検証を行って、以前のように係制に戻すのか、それともグループ制を維持するのかどうかも含めて、検討することが必要なのかなと考えておりますが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦悟君） 組織機構の検討委員会も立ち上げて、議員のおっしゃるとおり、様々な面について検討したいと考えております。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 前向きに検討いただく旨の答弁と受け止めさせていただきますが、ぜひ職員の方々、実務を担う職員の方々の意見をきちんと取り入れて検討協議を進めていただければと思います。

次に、件名4の市民生活を守る経済対策の関係になりますが、これは、一定期間内に国内で算出された付加価値の総額、国の経済状況を示す指標となっている日本の国内総生産、GDPについては、内閣府による本年5月16日公表の速報値では、年換算で0.7%減となっております。これは約1年ぶりのマイナス成長であり、物価の高騰による個人消費が力強さに欠けたことがマイナスの要因と言われております。

GDPの半分以上を占める個人消費は、前期比ではほぼ横ばいでありましたが、個人消費に次ぐ民需の柱である設備投資は、前期比1.4%の増となっております。

今月6月9日公表の二次速報では、実質GDP、個人消費も上方修正されておりますが、4期ぶりのマイナスは変わっていない状況であり、改定値でマイナス幅は縮小したものの内需が外需の弱さを補い切れていなかったと、こういった構図に変わりはないものと私は分析しております。

この数値が示すように、昨日の報道ではガソリンは値下げ傾向にあるという報道がなされておりましたが、現状あらゆる商品において物価の高騰が続いており、コロナ禍以降、一時期は経済情勢が上向き、景気がよくなっていく兆しも感じていたのですが、今回の速報値ではマイナスとなっております。これは市民の方々の生活もそうですが、先ほど申し上げたとおり、ほとんどの品物、特に生活必需品の物価高騰が続いており、GDPにおいても、実質個人消費の弱さが顕著に現れた結果と私は考えております。

これらの数値はあくまでも統計上の数値ではありますが、国の情勢がこのような状況において、特に地方においては、もっともっと景気が冷え込んでいる状況であり、私はあと一、二年は物価の高騰が進み、私たち地方、市民の方々の生活に影響を及ぼすものと、あくまでも私の予想の範疇ではありますが、景気がよくない状況、市民生活が大変な状況が続くものと思っております。

ここで改めてお聞きしますが、GDP、国の状況は別として、市の情勢、市民生活の状況、市内企業の経済活動ではなくて市民の方々の状況について、市として現状どのように分析されているのか、改めて見解をお聞きしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 今の物価高騰が市民にどのような影響があるのかということ、市のほうでどのような認識かということかなと思うのですが、先ほど産業課長も答弁しておりますけれども、燃料、エネルギー関係、それから食品関係も含めまして、昨年の消費物価指数についても3%以上上がっているという状況というのは、これはもう皆さん認識されているところであります。これは歌志内に限らず、物価が高騰しているということは現実認識している部分でございまして、特に歌志内においては、高齢者、年金生活者の方が多いということで、これは買い控え、消費を節約をするという方向に行っているのかなと認識しております。そういった意味で、昨日の一般質問の中でもありましたように、いろいろな手だてを考えながら、方法論はいろいろあるかと思えます。ほかのまちでは、水道料金であったり、ごみ袋の配布であったりと、様々なアイデアでやっているところもありますけれども、何が今一番市民にとって、そういったところに手を差し伸べて、物価高騰に対応した施策を打つのがいいのかということは、様々なことを検討しながら、各関係所管と協議しながら進めていこうと、内容によってはすぐ実行しようということも考えざるを得ないと考えています。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 今、副市長から答弁いただいたとおり、検討しているよと。市民生活は本当に大変な状況だという認識はされているのかなと理解します。

以前にも申し上げましたが、経済対策は情勢を敏感に察知して、タイミングを逸することなく取り組むことにより、同じ予算費用をかけても、その効果に違いが出てくるものと私は考えております。ここぞというタイミングが重要なのです。そのタイミングが今、現在の状況なのかなと私は考えております。

報道等で御承知のことと思いますが、私が調べた中では、今月6月から加工食品が約470品目、調味料が約880品目、そのほかにも値上げしている品目もありますが、加工食品と調味料を合わせて約1,350品目以上が値上げされております。今回、今紹介した以外には、たばこも値上げされており、また国の定額減税の関係になります。昨年度1年限りの減税措置であったため、今年度においては定額減税はありません。ちょうど6月に入り、市道民税の納付書が届きましたが、減税措置が廃止になった旨のお知らせの文書が同封されておりました。このような状況から、私は市民生活が大変な状況と考えていながら、大変だという認識を持たれていながら、経済対策や市民生活に対する支援に係る補正予算が今回、定例会に上程されなかったことについて、私は、市民目線なのかなと正直申し上げて疑問に思うところでございます。

昨日、能登議員の経済対策、物価高騰対策に係る一般質問のやり取りを聞いていて、市民生活は厳しい状況と認識しているが、答弁では財源の関係にも触れられていました。財源の必要性は私も認識していますが、このタイミングで財源の話がされることに、私はちょっと違和感を感じました。

再度、柴田市長にお聞きしますが、国では当初、4月頃には現金を給付するなどの話が報道され、その後、減税の話も議論されていたように思います。国の補正予算、臨時交付金などを待つのではなくて、このタイミングで独自の生活支援、経済対策に取り組むべきと私は考えております。今回の定例会の会期は明日までですが、場合によっては改めて臨時会を開くなどして、スピーディーに取り組むことが必要と、私は考えております。可能であれば、追加の補正予算を上程いただきたいです。私たち議員も、補正予算が上程されれば、私は賛同いただけるものと思っております。今まさに、行政と議会が両輪となって市民生活を支援する、そういったタイミングと私は考えておりますが、柴田市長の考え方をお聞きしたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 大変貴重な御意見をいただきました。

歴史的な物価高騰が続いているということで、昨日もお話をさせていただいたところでございます。実質賃金のマイナス基調が抜けられないという、この日本の経済ということでございます。多くの住民の方は、この物価高騰に対して防衛意識を持ちながら生活を強いられているということでございます。今ほど佐藤議員のほうからも、国の減税、あるいは今現在検討している住民1人当たり2万円ですか、さらに低所得者、あるいは子育てという部分に関しまして、対応を今検討しているところでございます。

しかしながら、このような状況にあるという中で、行政、それぞれの地方自治体が、これに対する経済対策を先行してやるべきではないかという御意見でございます。そういう状況というのは、議員がおっしゃるように、私もそのように思います。国が対策を今講ずる部分に対して、市としてどのような対応がいいのかということは、この議会開催の前にも内部で議論しているところでございます。したがって、臨時になるか、これは今ここで明言はできません

けれども、早急に何らかの対応をしていかなければならないと考えておりますので、それが御提案いただいた商品券がいいのか、今ほども副市長のほうからもお話ししておりますが、お米券とかそういったものがあるのか、それは検討して、早急に対応していきたいと思っております。

いわゆる経済対策というのは、やはり政府がしっかりと早急にやっていただくというのが望まれるわけございまして、それぞれの地方単独の自治体が経済対策を底上げするといいますか、その支援をするというのをリードしてやっていくというのは、なかなか財源も含めて継続的に行うというのは非常に厳しいのかなと思います。繰り返しになりますが、国の交付金、あるいは国の支援を見ながら、行政として何ができるかということ、早急に検討して実現したいと考えております。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 今の関係について、柴田市長からも前向きに検討いただけるものと、私はそういうふうには受け止めますが、これ以上お聞きすることはしませんが、私はあと一、二年、物価の高騰が続き、市民生活が大変な状況が続くのではないかなと思っております。こういった市民生活への支援を、経済対策と言いつつ市民生活への支援を主眼とした経済対策の関係は、商工会議所と協議を重ねることも大切ではありますが、商工会議所は経済団体であって、地域商工業の振興を通じて個々の企業の繁栄を図ることを目的とした組織なのかなと。このことから、市民への生活支援を主眼とした場合、私は商工会議所も必要ですけども、町内会単位や、場合によっては社会福祉協議会など、市民の方々が主体となる組織などから情報収集することも必要ではないかなと思っております。

先ほども申し上げましたが、物価の高騰により個人消費の弱さからGDPが前期比からマイナス成長となり、それに追い打ちをかけるように、6月から多くの商品が値上げされ、また定額減税の廃止や、8月にはお盆を迎えます。市民の方々の出費がかさむ時期を迎えます。これらの理由から、私はあえて分析、改めて検討されなくても、既に支援の判断ができる材料はそろっている状況と認識しています。今回の関係につきましては、ぜひ速やかに取り組んでいただくことを期待させていただきたいと思っております。

以上をもって、私からの一般質問を終わります。このたびはありがとうございました。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さんの質問を打ち切ります。

質問順序5、議席番号6番、女鹿聡さん。

一つ、今年度4月1日付人事異動について。

一つ、庁舎敷地内喫煙所について。

一つ、新規オープンした道の駅について。

一つ、歯科矯正治療にかかる助成・補助事業制度の新設について。

以上、4件について。

女鹿聡さん。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 通告書に従いまして、4件質問したいと思います。

まず1件目、今年度4月1日付人事異動について。

4月1日に行われた人事異動について、職員間のもとより市民の中からも疑問の声や不信感が出ていました。そこで、

①地方公務員法の改正から定年年齢を段階的に引き上げ、65歳までの雇用を行うこととなっています。当市で管理監督職のまま一般職に降格する職員がいるようですが、一般的に

は一般職に降格するものだと思います。

残留する職員の中で、管理監督職でなければならない職員がいるとすれば、その理由と、この制度が始まってから定年延長後に派遣されている職員を含め、管理監督職として何名が在籍しているのか伺います。

また、近隣の自治体で役職定年後に管理監督職として在籍している場合を参考としていると思いますが、その場合の業種や資格などはどうなっているのか伺います。

②4月1日の発令で市民課の2グループで税務の賦課業務、保険証の発行業務を担当している職員の総入替えを行う人事異動を実施しています。職員の総入替えは、著しい行政サービスの低下を招くことが当たり前であるが、総入替えを行うに当たり、内示発表から4月1日までの間に、新旧の市民課長や異動に該当する職員にサービスの低下が生じないか確認を行って実施したのか伺います。

また、4月1日の発令の後、4月3日に再び市民課の税務グループと戸籍保険グループの人事異動を行った理由は何か伺います。

③4月3日の人事異動について、市広報紙をはじめ、プレス発表をしていないがその理由は何か伺います。

④企画財政課において、財政担当側の主幹職が不在となっているが、もともとその職員数が多く、主幹職をはじめ2名の減員を行ったのか伺います。

2件目、庁舎敷地内喫煙所についてでございます。

先月行われた臨時議会において質疑しましたが、市たばこ税による本市の収入は、令和5年度決算で約1,950万円であり、これは本市市税収入の約9%を占め、本市の貴重な財源となっています。市たばこ税は目的税ではないため、その使い道は特定されておきませんが、半目的税と同様と捉えることもでき、市民の皆様の日常生活に欠かすことのできない様々な施策に、有効かつ効果的に活用させていかなければならないと思います。

また、これまでに、市役所の喫煙所について、下山議員が過去に何度か質問していたと思います。

現在、お昼の休憩時間や勤務終了後に喫煙所がないことから、職員がサイクリングロード周辺で喫煙しております。このような状況は芳しくなく、やはり喫煙所の整備が求められると思います。

健康増進法では第29条に規定があり、一定の条件、喫煙場所と非喫煙場所が区画されており、その場所が喫煙場所であることが分かる標識を掲示し、市役所の利用者が通常立ち入らない場所、建物の裏であったり、屋上などに設置すれば問題がないとされております。

これは、喫煙を促すものではなく、あくまでも、喫煙しない方への副流煙であったり、臭いであったりを防ぐという内容として捉えていただきたいと思います。そこで、

①今後、たばこ税を活用し、庁舎敷地内にて喫煙所を健康増進法の規定に沿って整備する考えはないか伺います。

3件目、新規オープンした道の駅についてであります。

4月より指定管理者「TAISHI」によりオープンした道の駅ですが、オープン後、ゴールデンウィークの連休や土日など多くの来客が足を運んでいると思います。オープン後の反響や今後の展望など、指定管理者からどのような情報が入っているのか伺います。

最後4件目、歯科矯正治療に係る助成・補助事業制度の新設について。

現在、社会的に問題になっている口腔ケア。子どもから高齢者まで自分の歯でいつまでも食事をする大事さは共通の認識だと思います。

とりわけ、幼少期から歯並びの重要さは、歯磨き時の磨き残しや虫歯、歯周病など多くの問題を発生させる原因につながります。

欧米諸国では、幼少期から歯科矯正治療を行うことは当たり前とされてきていますが、日本でも近年この口腔ケアに対して、歯科矯正治療に早い段階から取り組む保護者が多く見受けられるようになってきました。

しかし、子どもでも大人でも歯科矯正治療期間が長期になることや、治療内容や使用する装置治療費が高額になることがあり、これにより歯科矯正を断念する方も多くいると言われております。

この歯科矯正治療に関しては、医療控除の対象となる事例もありますが、先にその場で支払いをすることが求められ、毎回の治療費の支払いが多くなることで、治療を受けている人からも「支払いが大変」との声もあります。

そこで、本市として、子どもから高齢者に対し、口腔ケアの観点から歯科矯正治療の助成もしくは補助事業を行ってみてはいかがかと思っております。この歯科矯正治療に対しては、国内を見てもどこの自治体も取り組んでおらず、いち早く歯科矯正治療に助成もしくは補助制度を制定し行っていただければ、人口減少にも大きな役割を果たす可能性もありますので、見解を伺います。

○議長（本田加津子君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、一般質問を再開いたします。

理事者答弁、三浦総務課長。

○総務課長（三浦悟君） 私からは、件名1及び件名2につきまして御答弁申し上げます。

初めに、件名1、今年度4月1日付人事異動についての①役職定年後に管理監督職として在籍する職員についてでございますが、定年延長後に役職定年とならず管理監督職として在籍している職員は、現在までに派遣している職員を含め1名となっております。

通常、60歳を迎えた管理監督職であった職員は、役職定年により管理監督職から管理監督職以外の職へ翌年度に降格となりますが、業務の遂行上、重大な障害となる特別な事情があり、他の職への降任等により公務の運営に著しい障害が生じる場合、管理監督職のまま勤務させることができる規定であり、管理監督職として在籍している職員につきましては、この規定を適用しております。

なお、業種や資格等につきましては、特に規定はございません。

次に、②の市民課における人事異動についてでございますが、人事異動の考え方につきましては、公務における継続的な勤務関係において、業務の固定化及び士気の低下を防ぎ、また、公務の能率的運用を図り、あるいは人材の育成活動等を図る目的で行うものと認識しております。

職員の意欲、能力、実績等を勘案しながら、職員を適材適所に配置し、事務事業が円滑に遂行できるよう適切な人事異動を行い、人員配置を行っているところでございます。

市民課の4月1日付内示につきましては、内示後、所管から税務グループの状況について相談があり、話し合いの結果、実際に異動させてみなければ分からないであろうという結論に至り、4月1日の発令を迎えたところであります。しかしながら、その後において、所管から税務グループの業務を現体制で行うことが不可能である旨相談を受け、協議の結果、やむなく4

月3日付で再度人事異動を行ったものであります。

次に、③の4月3日付人事異動のプレス発表等についてでございますが、市広報紙及びプレス発表につきましては、以前より4月1日付の人事異動等についてのみ掲載しております。

次に、④の企画財政課財政担当の減員についてでございますが、企画財政課の財政管財グループ担当主幹につきましては、市民課税務グループに職員配置の必要があったため、4月3日付で市民課の税務グループ担当主幹として異動しており、企画財政課財政管財グループ担当主幹は、企画財政課長が事務取扱いをしております。

なお、財政管財グループ担当を1名減員し、企画広報グループに増員したことにつきましては、来年度に控えております第7次基本構想策定のための措置であります。

また、現在職員採用の募集を続けており、採用された場合には、減員となっております産業課及び企画財政課に職員配置する考えであります。

次に、件名2、庁舎敷地内喫煙所についてでございますが、たばこ税の活用につきましては、たばこ税が目的税ではないことから市の一般財源となり、その用途につきましては他の一般財源と合わせた中で、物価高騰対策等、喫緊の課題や住民福祉の向上、地域経済の活性化など、事業の優先度合いを考慮した上で、それぞれの事業の財源とされているところであります。

また、庁舎敷地内の喫煙場所につきましては、過去の一般質問において、喫煙場所が設置された敷地外に、職員が頻繁に出ていくのは不適切である、また、職員の健康管理のためにも、敷地内に喫煙場所を設置すべきではないとの指摘を受け、撤去した経緯がございます。しかしながら、喫煙する職員に対し、禁煙を強制することはできない中、御指摘のように、休憩時間等において、職員が敷地外で喫煙している状況にあることから、改めて特定屋外喫煙場所の設置について、議員の皆様のお意見も伺いながら、検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 山川産業課長。

○産業課長（山川勉君） 私から、件名の3、新規オープンした道の駅についてのオープン後の反響や今後の展開など、指定管理者からどのような情報が入っているのか伺いますでございますが、道の駅の運営状況につきましては、当初の予定より入館者数は少ないものの売上げにつきましては、当初予定に近い売上げであると指定管理者から伺っております。

オープン以来、市の特産品コーナーや、来館者の御意見を聞きながら、オーガニックの調味料や食品などの販売コーナーを設けたり、市内在住の画家の絵画を展示するなど、試行錯誤を図りながら、利用者の増に向けた運営に取り組まれております。

今後につきましても、集客増のため、さらなるイベントや展示会を開催する予定と伺っております。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 私からは、件名4、歯科矯正治療に係る助成・補助事業制度の新設について御答弁申し上げます。

歯科矯正治療は、口腔衛生の維持やそしゃく機能の向上など、健康面にも一定の効果があると認識しております。

一方で、歯科矯正治療は、その目的や必要性が個々のケースにより大きく異なることや、治療の多くが自由診療に分類され医療保険の対象になっておらず、また審美的要素が強く含まれるケースも少なくないことから、公費による助成には公平性の観点で慎重な検討が必要と考え

ております。

本市としましては、歯・口腔機能の維持増進を図るため、予防歯科や乳幼児・高齢者への保健指導など様々な施策を通じて、口腔ケアの啓発や支援に引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 再質問させていただきたいと思います。

まず、最初の人事異動について、①です。

答弁の中で、規定に基づいてということで答弁をもらったのですが、地方公務員法の条例だとかそういうものを多分見てだと思っております。私、見させてもらって、第9条に基づいて判断しているのではないかなと思っております。

この条例のほかに、人事院規則の規定も確認しましたが、その内容は医師や事務次官などかなり特殊な場合が想定されているという内容になっておりました。当市の条例には明確な基準というのが示されていないのではないかなと思っております。その基準というのはやはり示されていないのですか。あやふやな状況になっているということですか。

○議長（本田加津子君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦悟君） 確かに細かな基準等ございませんけれども、今回の役職定年後の管理監督職としての勤務につきましては、派遣先から現行の役職を維持した上で派遣を継続することについて、この条例第9条第1項第3号に該当させるよう強く要望を受けたものでございまして、これを適用させているものでございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） そうすると、派遣している先から強い要望があったということだと思っておりますけれども、ほかにも派遣しているところはありますよね。派遣しているところからそういったタイミングで依頼を受けたら、退職する方にもよる、意思にもよると思っておりますけれども、そういう方も変わらず同じ位でということとなり得るということですか。

○議長（本田加津子君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦悟君） 派遣先の必要性によって適用させたものでございますので、今後もあり得る可能性はあると思っております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 逆に、今までこういった事例というのはほかにあったのですか。

○議長（本田加津子君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦悟君） 定年延長による役職定年というのが今回からであるものと考えます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 派遣先から強く要望されたということですが、変な話、残るか残らないかは退職する方の意思、希望というものもあるだろうと思っております。

そこで、その方が仮になかったとしたら、違う方が来て、そこの椅子に座るといふ形になると思っておりますけれども、今回はその方の意思と派遣先の希望が重なったから、今回こういうふうな人事だったということですか。

○議長（本田加津子君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦悟君） おっしゃるとおりだと思います。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） そうしたら、庁内だけに関して、派遣先から先ほど要望があったという

ことですけれども、庁内に関してはそういったことはなく、課長職だった人が残りますよとなった場合は降格するという、一番最初の答弁の認識でいいのか、確認しておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦悟君） 庁舎内におきましては、この第9条第1項、こちらのほうに該当するような特段の事情がない限りは、通常どおり降格となると考えます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 考え方によってはちょっと不公平が出てこないかということになりかねないと思います。たまたまその派遣先で、定年を迎える方がその役職に就いている、庁舎内で働いている課長方、退職される方もいますし、残っている方もいると思いますけれども、そういった方々、庁舎内にたまたま出先機関ではないところでいて定年を迎えた、仕事は続けたい、そういった方は降格する。でも、たまたまその外に行っていて、その先で仕事をした、でも、それは出先機関のところから要望を受けて、同じ待遇だった人がたまたま外に行っていて、そういう希望を受けてなった場合に残って、片方は降格する、片方は現状維持になる。それはちょっと不公平さが出てくると思うのです。それはきちんとした明確なものを決めて、こういうことかというのを示していかないと、今、僕が言ったように不公平感が出てくると思うのですね。それをきちんとやらないと、今後また、えっ？となることにつながると思うのですけれども、その辺、市長どうですかね。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 不公平感があるのではないかということだと思いますが、このたびの一人につきましては、これまでの仕事に対する成果といいますか、そういった部分、また経験、いわゆるこれまでの経験、そして、今後行うであろう仕事の内容含めて、そのもの自体のスタートから更新という部分に関して、様々な実績があるということ、それが認められてというか、そのことによって、派遣先は、これは変えてもらっては困るということで、ぜひとも派遣先より残っていただきたいということを受けたところでございます。

全ての職員に該当するかということになりますと、その仕事の業種にもよるかなと思います。今回に関しましては、大きな事業を新たに展開をしていくか、長寿命化を図って様々な対応をするかという部分に関しては、その前段の事業評価の分析等の識見を持っているという部分、そして今後に当たって、今後のいわゆる長期的な視野に立って分析をできるノウハウを持つということから、このような派遣先からの慰留となったと受け止めております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） そこを不公平感をなくすためにきちんとした整備、規定を設けてやらないと駄目だと思います。退職した職員だった方に聞いたのですけれども、現状維持で残れるのであれば残りたかったという方もいるのですよ。そういった方、今回のことで言うと、出先機関から頼まれて現状維持でということになっているのですけれども、逆に言えば、市長から、あなたは物すごくできる課長なので残ってくださいといった場合に、分かりました、残りますと言って、そのまま現状維持で残ることができるのかといたら、そうではないと思うのですよね。その不公平感が出てくると思うのですよ。それで、きちんとした規定をつくってくださいということなのですよ。

今回の人事に関しては、庁舎の中で職員の方もそういうふうな扱いになっていたということを知っている職員も、知らない職員もいます。だから、きちんとしたものをつくって、今後運営していかないと、そういうふうなことになると思うのですけれども、もう一回答弁願いたい

と思います。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 私のほうから事務的なことも含めてお話ししたいと思います。先ほど総務課長からもお話ししておりますけれども、今回の事案につきましては、規定に基づく管理監督職務上限年齢による降格及び管理監督職への任用の制限の特例の条項の中の第3号ということで、これは今タイミングとかというよりは、当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情がある場合ということです。今回は当市のほうでそういった事情を認識してというよりは、派遣先のほうでそういったことの支障があるということで、特別自治体からの要請でございますので、公文書でそういった要請を受けた中で、特別な事情があったということで、そういった対応をしたということでございます。議員がおっしゃるとおり、明確な部分を規定するべきではないかということにつきましては、今後のこともございますので、内部でも検討していきたいと思っておりますけれども、今回につきましては、そういった特別自治体のほうから公式な要請があり、そちらのほうでの、私どものまちも構成市の中の一員でございます中で、決まったことに対して要請に応じたということでありまして、御理解いただきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今、副市長が言われたように、規定だとかそういうのを明確にして、今後やっていかないと不公平だという声が上がりがねないので、きちんとその辺の運用をもう一回見直していただきたいと思います。

②番の市民課のことについて話をさせてもらっております。

これは3月24日に内示が恐らく出ているはずですが、その後、3月27日に市長室において、市長、副市長含めて市民課長、担当の職員5名ほどだと思っておりますけれども、集まって話しされていると思います。それは確認させてもらっているのですが、このときにいろいろ指摘を多分受けていると思います。先ほど答弁の中で、4月1日の発令後、税務グループの業務を現体制で行うことがちょっと不可能だという相談を受けて、3日に発令したということですが、これ何が不可能であるという説明を受けたのか、聞いておきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 先ほど総務課長のほうから御答弁しているとおおり、内示後に所管から税務グループの状況についての相談があり、協議の結果、異動させてみなければわからないであろうという結論に至り、発令に至ったということの経過でございます。個別具体的な内容につきましては、答弁のほうは控えさせていただきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 27日において市長室の中で話をされたことの確認は、私、しております。そのときに、税務グループに関して、徴税吏員のお話をされていたと思います。その徴税吏員の重要さというのを、そのときに指摘されていて、4月1日に取りあえずやってみようという形で発令をそのまましたということだと思うのですが、この徴税吏員の重要さというのを、3月の議会、下山議員、当時の総務課長にお話ししているのですが、その徴税吏員という役目を度外視して、今回4月1日、その前に内示があった後、職員からも指摘を受けていたにもかかわらず、4月1日の人事に踏み切ったということになると思うのですが、その辺間違いないですか、認識は。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） その件につきましても、個別具体的な内容になることに、人事のことになるわけでございますけれども、あくまでも今回の事案につきましては、繰り返しになり

ますけれども、内示後、所管から個々の協議、相談があり、その話合いの結果、4月1日の発令を迎えたということに関しては変更はございませんので、内容につきましてはそういったことで、4月1日に発令を行ったということでございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今まで、4月1日に人事異動を発令して、4月3日にすぐまた同じ課で人事を発令するという、この短期間で同じ課で人事を発令した事例というのは今までであったのかどうか、聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦悟君） これまでは特になかったものと考えております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） そうなると、内示を受けた職員が新しい業務に当たるのに、仕事がきちんとできるかどうかという不安があったのではないかなと思うのですよね。それで、取りあえずやってみないと分からないから、4月1日にやろうという結論に至って発令したのだと思うのですけれども、そしてすぐ3日にやはりできないわとなって、4月3日に発令しているので、同じ役職の職員が、この仕事ができる、この仕事ができないとあって、それが通って人事をもう一回発令するということは、今回あったのですけれども、こういうことって本来はあってはならないことだと思うのですが、その辺はどういうふうに認識しているのですか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 御指摘のお話ですけれども、あくまでも何よりも優先されるべきは市民サービスの確保、向上でございますので、そこを最大限考慮した中で、内示発令後であったとしても、そういった不具合があれば変更をすることはやむなしということで考えております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） これは、市民サービスの向上を考えるのであれば、内示のときに、3月27日に会議をしているはずですよ、打合せをしているはずですよけれども、そのときにきちんと考えて、今回の人事、こういうふうにしようともう一回やり直して、それで4月1日の人事に出すことが本来の姿だと思うのですよ。取りあえずできるかやってみようという人事はないと思うのですよね。今、庁舎内の職員の方が多分拝聴していると思いますけれども、今後、こういった人事が今回あったので、これは事例をつくられてしまうと、今後の人事に関して、ここの仕事をしたくないとか、ここには行きたくないけれどもこちらに行きたいとか、そういうふうなことになりかねないですよ。みんな平等に、市民サービスを低下させない運営の仕方というのは求められると思うのです。そこを一番核にして考えないと駄目だと思うのですよね。

何が問題かといったら、1階の市民課の方々、今回新しく佐々木課長になりましたけれども、課長も替わって、しかもその担当している主幹が全員替わったのですよね。そういうふうな人事発令をすると、完全に市民サービスの低下につながると思うのですよ。そういったところをきちんと置いて、考えて人事の発令というのはしないと駄目だと思うのですけれども、もう一回考え方を聞きたいと思います。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 議員御指摘されている内容につきましては、前提条件がちよっと違うかなと思っておりますけれども、基本的に人事行政につきましては、皆さん御承知であるこ

とでありますけれども、非常に複雑多様化、高度化する住民ニーズというのは迅速的に進みますので、的確に対応しなければならない。かつ、市の施策を推進していくために、その職務にふさわしい能力と適性を備えた職員を配置するということが求められているところでございます。その辺につきましては、十分考えた中で各部署における適切な職員配置に努めているところであります。

また、1回目の答弁でも総務課長のほうからしておりますけれども、人事異動に関しましては、公務における継続的な勤務関係において、業務の固定化及び士気の低下を防ぎ、また公務の能率的運用を図り、あるいは人材の育成活動等を図っていくことが目的でございます。そういった観点から、職員を適材適所に配置するということによって、事務事業が円滑に行われるよう適切に人事異動を行っていくということが求められているわけですが、そういったことに努めながら配慮して、人事異動ということは行っているわけですが、特に当市におきましては、グループ制を導入してから18年経過しております。これは少数精鋭での業務遂行を可能としてきた柔軟な組織でございます。いずれもグループ内等において、長期配属者の解消やこれまでの経歴などを考慮した中で、人事異動を行ってきているものと考えております。

繰り返しになりますけれども、市民サービスの向上という部分なり、確保という部分では、そういったことがないように人事配置を行っていくということが前提になろうかと思っておりますので、先ほど、内示後の所管からの相談、協議内容につきましては、個別具体的な内容になりますので、御答弁は差し控えたいと思っておりますけれども、そういった所管からの協議の結果、4月1日の発令を行ったということにつきましては、御理解いただきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 4月1日最初行って、4月3日すぐ人事異動を発令して、同じグループ内でやっているのですけれども、市民課の中でやっているのですけれども、これ、適材適所ではなかったということで私は捉えるのですけれども、その辺の認識はどうですか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 個々の事案になりますので、適材適所とかということではなく、先ほども申し上げましたけれども、当市の場合はグループ制を導入しております。先ほど佐藤議員の質問の中でもグループ制の関係については、総務課長のほうからお話ししておりますけれども、少数精鋭、それからグループ内で柔軟に対応できるという、そういう体制を取ってございます。その中で、長期にわたる勤務者、ジョブローテーションとよく言われますけれども、定期的にそういったことも行われることが前提に行われている組織でございますので、そういったことの中で、業務を遂行するということが前提で職員配置ということも行っているところでございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 副市長、適材適所で、少数精鋭で、そのところのグループに任せていますということだと思うのですけれども、2年ぐらいしてもう違う人と入れ替わっている。それで、どこまでその人が仕事を覚えられるのか、教える側も覚える側も時間がなさすぎると。そういった人事も今まで多々あったと思います。それが今回の税務グループの職員、長い間多分税務に関わってやっていたと思いますけれども、この方に関しては、教えたくても教える人が1年、2年のスパンで替わられたら、教えている側はどこまで教えていいものなのか分からない。でも、毎年同じ仕事はやってくる。それをやらないと駄目だと。そういったことが今まで多分あったのだと思います。その職員も言っていましたけれども、そういったことが多々ありましたと言っていましたので、今回1日に発令して、また3日に発令したということは、かな

り人事異動のことについて軽く考えていたのではないかなと思うのです。その結果、いざやったらできないから、それは市民課の中の話だから、市民課の中でもう一回人をちょっと動かそうという話になったのかもしれないけれども、そういうことではないと思うのですよね、人事異動って。市民生活、市民サービスに直結する仕事を長くやらせるのであれば、きちんとした補佐ができる人をきちんとつくって、それを順繰り回すならいいですけども、今までそうではなかったの、それをもう一回やっていただきたいと思います。そうしないと、人も成長しないし、今後、断る職員も多分出てくる可能性があります。そういうふうなことをしないために、きちんとした人事異動、内示を発令するのだったら、こういうふうなことが必要だなときちんと考えていただきたいと思いますが、最後に答弁、市長、お願いします。手短にお願いします。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） いわゆるグループ内でのトップが後輩に仕事を伝授していくという部分をしっかりしていかなければならないということの御指摘でないかなと捉えております。これについては、先ほど来、少数精鋭というふうに言っております。なかなか、人的な配置も100%それぞれの課に配置している状況には今至っておりません。それらも含めて、今後の対応をしっかりしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 柴田市長、2期目、これからまたあと3年あります。3年あるということは、3回人事異動は必ず発令しなければならないということになってきます。課長は定年を迎えて辞めるのか、そのまま続けるのか、ありますけれども、そういったときに、誰がどこの課にふさわしいのか、そういったときに、どういうふうに内部を動かせば住民サービスの低下につながらないのか、それをきちんと考えて行っていただきたいと思います。そうしないと、柴田市長の信用にも関わってくるし、部下がついてこなくなりますので、お願いしたいと思えます。

次に、広報紙についてですけども、これは一番最初の通告で、プレス発表していない理由は何ということで質問したのですけれども、それは答弁なかったのですけれども、理由を聞いておきたいと思えます。

○議長（本田加津子君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦悟君） 先ほど答弁いたしました、4月3日付の人事異動についてプレス発表していない理由という部分で、市広報紙及びプレス発表については、以前より4月1日の人事異動等についてのみ掲載しているという旨、答弁したところでございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 3日付の人事異動というのも、役職就いた職員が人事異動しているのですけれども、これは発表する必要があると思うのですけれども、発表はもう今後しないのですかね。市民の中では、1日の発表後、その職員がこちら側に行って、こちら側の職員がこちら側に行ってというのを認識していますけれども、4月3日に行っているのであれば、その4月3日のプレス発表、市の広報紙だとかに、もう一回きちんと載せる必要があると思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（本田加津子君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦悟君） これまでは、先ほど御答弁したとおり、4月1日の人事異動についてのみしか公表していなかったところでございますけれども、今後、掲載の方向で考えたいと

思います。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） きちんと公的に発表というか、人事異動してやっているの、これはきちんと広報紙などで周知していただきたいと思います。

時間がないので、④の企画財政課のところですけども、人が多分少ないと、先ほど一番最初の答弁で言われていましたけれども、企画財政課は市の財政をつかさどる大きなところで、昨日の質問だとかにもありましたけれども、総合計画の云々だとか、そういったところも企画財政課が担っているわけですね。主幹職が2人抜けて、今1人減になっているということだと思うのですけれども、やはり1人減ではなくてきちんとした体制で運営していかないと、総合計画も今後の計画もきちんと進まないのではないかなと思うので、その辺の人員の配置を考えて、今後、していただきたいと思うのですけれども、その辺は、副市長、どうですか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 議員御指摘のとおりだと思います。

総務課長から御答弁あったとおりですけども、今現状、1減員の状態だということですので、これはもう4月以降ずっと採用募集を続けておりまして、かなった場合については、今現状減員となっている産業課、企画財政課の職員配置というのは最優先で考えていきたいと考えています。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 主幹職が減になっているということなので、新しく採用する方が主幹職の仕事はできないと思うのですよね。その辺踏まえた上で、きちんとした職員の配置、もう一回考えていかないと、多分企画財政課、今、大変だと思いますので、その辺もう一回庁内のほうで検討していただいて、話を進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

2件目のたばこの喫煙所の件でございます。

最初の答弁で、意見を伺いながら検討していきたいということですけども、この健康増進法の中に、敷地内のどこか一面を正方形だったところをちょっと一つ角を欠けて、そこを敷地内じゃないよという方法にして、そこに喫煙所を設けるだとか、そういったこともできるような感じの話が書かれております。私はたばこを今まで50年、一度も吸ったことはありませんし、吸いたいと思いません。吸っている方々に、私はやめてくださいと言いたいという立場におりますけれども、今の現状を見ると、やはりそういった整備をもう一回して、たばこ税という名前がついているお金があるので、その辺もう一回考えて、目立たないところにきちんとした看板をつけて、喫煙所というのをつくっていただければ、職員の方々も道路渡らなくていいし、吸い終わったらすぐ帰ってこられるという時間、仕事の合間でも、そういったこともできると思いますので、前向きな検討をお願いしたいと思うのですけれども、もう一回答弁願いたいと思います。

○議長（本田加津子君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦悟君） 先ほども御答弁いたしました、敷地内に屋外喫煙所を設置することができる規定になっておりますので、区画した喫煙場所ということで設置することにつきまして、また議員の皆さんとお話を聞きながら進めていきたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 吸わない側の立場の人がこうやって言ってるので、何とも言えないですけども、取りあえず庁舎内の中でそういったことが進めば、今後、市内の事業者とかそういったところの方々にも波及できる問題ではないかなと思いますので、それも含めていろいろ

検討課題としていって話を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

道の駅に関してです。

市の特産品コーナーは設けてますよということですがけれども、私も何回か伺っているので、何を置いてるか分かっているのですけれども、課長、市の特産品、何を置いているか分かっていますか。

○議長（本田加津子君） 山川産業課長。

○産業課長（山川勉君） 今、道の駅に置いていただいている特産品につきましては、加藤樹石苑のメノウコースターと、それから吉田養蜂園の蜂蜜、それからセントモニカの石けんや保湿クリーム、洗顔フォームを置いていただいております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ここでひとつ、ちょっと、うん？っていう話を聞いたのですよね。歌志内の食べ物といえば何ですか。なんこだと思うのですよね。なんこを置いてほしいと道の駅に頼んだら、置けませんと断られたと。「TAISHI」が運営する前、道の駅にペットのおやつを置いていましたけれども、それも「TAISHI」になってから置いてくださいという話もない。こういった市の関係しているもの、それを市内で作っているものを道の駅として、地場産品として置くというのは必要なことだと思うのですけれども、その辺の協議をきちんともう一回どういったことなのか、話し合いをしていただいて、地場産品をできるだけ多く取りそろえてもらうようなことにしていただきたいと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（本田加津子君） 山川産業課長。

○産業課長（山川勉君） 議員のおっしゃるとおり、道の駅には歌志内の特産品をより多く、少しでも多く置かせていただいて、市外から来られる観光客にも歌志内をPRしたいと思っております。しかしながら、昨日も答弁させていただいたのですけれども、やはり「TAISHI」、指定管理者のほうはまだ試行錯誤を繰り返している部分がありまして、先ほど議員がおっしゃいましたなんことか、それからペットフードにつきましても、交渉は今続けております。ですので、すぐに置けるかどうか、やはり向こうの都合もありますし、棚の配置とか置く場所にもよりますので、一概に今すぐ、大丈夫ですとお答えはできないのですけれども、引き続き交渉は行っていきたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） やはり道の駅といえば、農作物を置いてあったりだとか、地場産品が置いてあって、地元の方も買物に来るといところだと思うのですよね。ただ、新しくオープンして、市民の方々にもいろいろ話を聞きましたけれども、昨日の川野議員の話ではないですけども、ひと味違った道の駅になりすぎていて、市民の方々が入りづらい、そういったこともあり得ると思います。そういう声が直接僕のほうにも入ってきますので、やはり道の駅といえば、誰でも利用できて、入って買物ができるそういった施設だと私は思うので、その辺の方向性というのも、「TAISHI」のやり方というのものもあるだろうし、それはそれで尊重しないと駄目だと思いますので、きちんと協議して、方向性を一緒に決めていってほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

最後、歯科矯正治療に関してでございます。

これはなかなか難しいという感じの答弁だったと思います。やはり歯並びがきちんとしていれば歯磨きもしやすいし、磨き残しもなくなって、歯周病のおそれもぐんと減るということになります。この矯正の治療というのは、かなり前向きで一つの対策、方策として前進的なものだと思うので、公平性の観点でということを言われましたけれども、ソフト事業なので、どう

しても使える人と使えない人というのは出てきます。公平性と言わず、恐らく市民の方もやりたい人もいると思います。現にやっている方もいると思いますけれども、その辺、もう一回協議していただきたいと思うのですけれども、どうですか。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 確かに歯並びは整えたほうが健康的にもそしゃく的にもよいという考えは持っております。ただ、これを公的補助で行うといったことになると、やはり先ほど御答弁申し上げましたとおり、公平性、具体的に言うと、中身が審美的目的との境界が少し曖昧だというところがございます。そして、今後、もし実施すると仮にした場合であっても、対象者が広範になる可能性もございます。それに対して、公的扶助が持続的に行えるのかどうかということもございます。

また、今、当市、高齢者、子育て支援、様々なことを実施しております。その中で、経済的支援は実施しておりますので、その中で各世帯、対応していただきたいということで、今、市としては考えております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） この歯科矯正に係るお金はかなり莫大で、1人50万円だとか、期間とか、一番最初に言ったように装具だとかの関係も出てきます。やる、やらないという人も多分出てきますけれども、やはり口腔衛生、口腔ケアの問題からしたら大事な治療だと思いますので、後ろ向きな考えではなく、前進的な捉え方で、健康管理という位置づけの下、この事業を一度机上にのせて、お話を進めていただきたいと思うのですけれども、最後、柴田市長に答弁を願って終わりたいと思います。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 先ほど担当課長のほうからも答弁申し上げました。歯、口腔機能の維持増進を図るため、予防歯科や乳幼児、高齢者への保健指導など、様々な施策を通じて、口腔ケアの啓発支援に努めていきたいと思いますが、このたびの支援につきましては、非常に難しいのかなと思います。全くテーブルに上げないということではなく、頭の隅に置かせていただきながら、こういうことも一つの提案としてあったということは、頭に残しておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さんの質問を打ち切ります。

一般質問の途中ですが、ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

質問順序6、議席番号7番、下山則義さん。

一つ、雲海の里かもい岳について。

一つ、今後の空き家対策について。

以上、2件について。

下山則義さん。

○7番（下山則義君） 議席番号7番、下山でございます。

それでは早速、私からの一般質問を行わせていただきたいと思います。

まず、件名1であります。

雲海の里かもい岳について。

①雲海の里かもい岳の営業が、施設改修のため、令和7年5月22日で営業を休止しています。

そこでお伺いいたしますが、

アであります。今年のスキーシーズンのかもい岳国際スキー場への影響につきまして、お伺いいたします。

イであります。固定資産税の減免をしていることから、運営会社であるM・かもい岳株式会社の経営状況及び今後の経営計画を把握していると思っておりますが、その内容につきましてお伺いいたします。

件名の2であります。

今後の空き家対策についてであります。

①空き家対策につきましては、今まで何度も質問してきましたが、空き家等の数が少なくなっているとは思えない状況が続いています。

そこでお伺いいたしますが、

アであります。高齢者世帯（生活困窮者）で生活保護を受け、自宅を持っている市民の家屋数につきましてお伺いいたします。

イであります。高齢者世帯（生活困窮者）で生活保護を受け、自宅を持ち、市内の施設等に入所している市民の家屋数につきましてお伺いいたします。

件名は2件、質問内容は4件であります。よろしくお伺いいたします。

○議長（本田加津子君） 理事者答弁、山川産業課長。

○産業課長（山川勉君） 私から、件名の1、雲海の里かもい岳について御答弁申し上げます。

初めに、①のア、今年のスキーシーズンのかもい岳国際スキー場への影響についてでございますが、運営事業者でありますM・かもい岳株式会社が、5月27日に市役所を訪れ、代表取締役からは、今シーズンのスキー場運営はこれまでどおり営業する予定であると伺っております。

続きまして、①のイ、固定資産税の減免をしていることから、運営会社であるM・かもい岳株式会社の経営状況及び今後の経営計画を把握していると思っておりますがその内容についてでございますが、固定資産税の減免時の経営状況及び今後の経営計画につきましては、大変厳しい経営状況と伺っております。また、今後の経営計画につきましては、スキー場及び宿泊施設の維持修繕を行い、利用客の安全を確保し、集客増による売上げの増加によって安定経営を目指すものと伺っております。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 加瀬福祉事業課長。

○福祉事業課長（加瀬卓也君） 私からは、件名の2、今後の空き家対策についての①、アとイにつきましては関連がございますので、一括して御答弁申し上げます。

本市における65歳以上の高齢者で、生活保護を受けている世帯が所有する家屋は、令和7年5月末現在、11戸となっております。このうち、賃貸や施設等に居住しつつ、家屋を所有している世帯は1世帯で、所有している家屋は1戸であります。

以上です。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） それでは、順次、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、かもい岳のほうからになりますけれども、雲海の里かもい岳、5月27日から休止するけれども、スキーもオーケーだということを聞いています。今、聞かせていただきました。

イのほうであります、経営状況はとても厳しいということ、そして、スキー場あるいはかもい岳、宿泊施設ですね、安定経営を目指すというような内容の答弁を今いただきました。

かもい岳については、長い間、M・かもい岳株式会社というところが経営を始めてから、7年あるいは6年くらいたつのかなというような状況で感じています、間違っていたら指摘してくださいね。

その関係で、一番気になるところは、M・かもい岳株式会社が一生懸命やっているのけれども、なかなかホテルの状況ですとか、あるいはスキー場の状況で集客ができなかったり、経営が滞っているような状況があるのであれば、これは我々としても知っておかなければならないなという思いで聞かせていただきました。それと同時に、今までのM・かもい岳株式会社が、スキーの、あるいは宿泊のその状況をちょっと見せていただくと、あまり懸命にというのが見えないような状況にも、正直あるような気がいたします。

それといいますのは、ちょっと以前になりますけれども、かもい岳のことにに関して、我々もいろいろと説明を受けているところがございます。これは本当に前のものですが、ちょっと調べてみますと、かもい岳スキー場、M・かもい岳株式会社との打合せというのが、私、資料を教えていただいた経緯があります。それと同時に、これはずっと以前ですが、令和3年7月29日木曜日でした。この日に行政常任委員会の中で、こういった話がありました。かもい岳スキー場の転売についてという名目だったとというふうに記憶しています。ちょっと読み上げますと、「M・かもい岳株式会社に現在貸し付けている土地について、分筆が終了しており、同社と諸条件が整いましたので、売却することにいたしました」、そういったところから始まった説明が、令和3年7月29日にありましたが、これはまず間違っていないか、答弁いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 山川産業課長。

○産業課長（山川勉君） 大変申し訳ありません。そのときの資料を持ち合わせておりませんので、正しいかどうか、今ここでお答えすることができません。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 私、読み上げますので、思い出してください。

「M・かもい岳株式会社に現在貸付けをしている土地について、分筆が終了しましたので、会社との諸条件が整いましたので、売却することといたしました」、売却額は359万2,943円という金額で、売却地を別の図面にとということで、いろいろな色のついたもので、こちらは売るほうですよ、こちらは売らないほうですよというような状況、その中にはたしか道有林だったかな、そんなものが入っていたという説明がありました。

その中で、それは1番で終わったのですが、2番のほうで、かもい岳国際スキー場の今後についてということも説明があったと思います。それについては覚えていないでしょうか。答弁をいただきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 山川産業課長。

○産業課長（山川勉君） 今の御質問の覚えていないかにつきましては、大変申し訳ございません、覚えておりません。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 分かりました。それではこれを読み上げたいと思います。

「先日、M・かもい岳株式会社から、今後の営業方針について情報がありましたので、御報

告いたします」、4月30日の行政常任委員会のと看ですね、その際に、「今シーズンにつきましては、西ゲレンデもオープンするよう進めてまいると報告しましたが、その後、西ゲレンデの第3リフト整備及び西ロッジの改修、第1リフト、第2リフト、整備費用を算出したところ、全て実施することで、約1億2,000万円程度の費用が必要であることが分り、これらを全て修理することは可能であります、今シーズンは西ゲレンデは営業は行わないとの報告がありました」、これは行政のほうから私たちに説明のあった言葉ですので、ちょっとそれを覚えて聞いておいていただきたいのですが、「今シーズンは西ゲレンデの営業は行わないことと報告がありました。次のシーズンは、西ゲレンデ、第1リフトに600万円、第2リフトに整備約2,500万円、さらに圧雪車購入、そして温泉の一部を何とか整備し、スキーの帰りにお風呂に入って帰りたいという声があるため、それに応えたいと思って考えているところでございます。このたびの見直しの理由としては、新型コロナだからということではなく、現在のまま整備しても、かもし岳国際スキー場等の黒字化は無理であることを判断したことによるもので、今後の計画2億円あるいは3億円の投資では黒字化は図れない。そのため、現在の計画どおりに投資するのではなく、インバウンドを含めて集客するために、さらに多くの投資が必要と考えており、計画を立てているところでございます」、その後ちょっと云々がありまして、「また、同社では国の観光庁が進めている観光地域づくり法人(DMO)に取り組む意向を示され、市に対してぜひとも御協力願いたいとの申出がありましたので、市としても前向きに検討をしたい旨、回答しております」ということが、職員から我々議員に報告がありました。こういった報告があったということも覚えておられないでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長(本田加津子君) 山川産業課長。

○産業課長(山川勉君) 大変申し訳ございません。その当時のことはちょっと現在は、今すぐに覚えているかと聞かれたら、覚えておりませんでした。

○議長(本田加津子君) 下山則義さん。

○7番(下山則義君) 私はこれを基に質問をしなければならないな、ここから始めなければならないなという考えの下です。これは大変申し訳ない、最初に言わなくて申し訳なかったのかもしれないけれども、ちょっと調べてきていただかなければならないことではないかと思っておりますので、その辺のところをお願いしたいと思います。

まずこういうことがあったのか、そしてどういう形で終わったのかということについては、しっかりと調べて答弁いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

議長にこれはお願いしたいのですが、よろしくお願いたします。

○議長(本田加津子君) 暫時休憩いたします。

午後 1時11分 休憩

午後 1時13分 再開

○議長(本田加津子君) 休憩を解いて、会議を再開いたします。

下山則義さん。

○7番(下山則義君) 申し訳ありません。前もって通告しておけばよかったのですが、大変申し訳ありません。

そういうわけで、ここにはいろいろなことが書いてある。書いてあるというよりも言っているのですよ。言ったか言わないか、見ていないから分からないというのだったら仕方ないでしょうけれども、その中には、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、西ロッジの改修を

すると、そして第1リフト、第2リフト、これは東側でしょうね、それを全て実施すると1億2,000万円かかることになっていきますと。それと、東ゲレンデのリフトも最終的には600万円、あるいは2,500万円をかけて改修しますと。圧雪車、これを購入しますと。そして、スキー場の帰り客の皆さんがお風呂に入りたいという声があったので、そのお風呂も、ホテルも改修しますと。あともう1点は、インバウンド、これを行うためにもっともっと投資をしますというようなことをここで話しているのです。それがあったかどうかということをもっと知りたいのですよ。それは全く分からないですか。

○議長（本田加津子君） 下山議員、質問された件名の中に、今、下山議員がおっしゃっているようなことが入っていないので、多分答えを用意してきていないのではないかと思いますけれども、通告の中には入っていないという判断で。

○7番（下山則義君） なるほど。分かりました。そうしたら、これはこの次にしましょう。

それでは、次に行きますが、M・かもい岳株式会社の経営状況、大変厳しい状況にあるのだということで答弁がございました。そういうところに任せておいて、さて大丈夫なのかなというのが私の一番の気持ちなのですよ。もしも、そういうところで大丈夫なのかということをおっしゃらないのであれば、ちょっと待てよと言われなければ、違う方向にかじを切ることも歌志内市として、していかなければならないことなのだろうと思います。そういったことは考えられるような状況にはないのでしょうか。答弁をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 山川産業課長。

○産業課長（山川勉君） 現在のところは、そのようなことは考えておりません。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） では、今考えていることはどういうことなのかということをお答えいただきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 山川産業課長。

○産業課長（山川勉君） 引き続き、M・かもい岳株式会社をお願いしていくことを考えております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） それが、今大変困っていて、困っていてというか、経営が大変だと。そういうことで、今までもいろいろと工夫して、インバウンドという言葉も出てきたけれども、それも何もやっていないような状況。今のままで本当に歌志内市のかもい岳を守っていけるのかどうかというのは、私は本当に単純な思いですよ。といいますのは、昨日の川野議員からの質問の中に、かもい岳スキー場をどのような位置づけで考えているかということの答弁に、「かもい岳国際スキー場は、訪問者が減少する冬期の観光施設、観光の誘致や交流人口の増、または外貨の獲得などに重要な観光資源であり、地域経済や雇用の確保などの観点から重要な要素があると確認しております」と、意識しているということでしょうね。ということは、これをもっともっとしっかりとしたものにしていかなければならないということと、今のままの状態ですべてが成し遂げられるのかという不安があります。これに対する答弁をいただければと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 山川産業課長。

○産業課長（山川勉君） それらについては、M・かもい岳株式会社を信頼してお任せしていくしかないと思っております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） その、今信頼しているM・かもい岳株式会社が、従業員に対する給料

の未払い、そういったことをちょっと聞いています。あるいは、市内業者の方々に対する支払いが滞っている、そんな話も聞いています。行政のほうでは、そういう話は聞いていないのでしょうか。答弁いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 山川産業課長。

○産業課長（山川勉君） M・かもい岳株式会社のほうから、正式にはそのようなお話は聞いてはおりません。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 知らないから、分からないのです、答えができませんというようなことで答弁をいただいたということになるのですが、そうであれば、歌志内市は、M・かもい岳株式会社に対して大変重要な企業で大切な施設なのだとこのことを言いながら、あまりその経営の中に関与していくのがいいのか悪いのか分かりませんが、一緒になって行っていくのが本当だと思うのですよね。私、歌志内市に来てもう30年弱ですけども、来た当初から、かもい岳は歌志内のシンボルなのだとこのことを聞いています。そういう位置づけなのだろうという思いなのだけれども、任せたのだから、あとは関係ないのではないのではないかと私は思うのですよね。そうすると、M・かもい岳株式会社のほうでも力が入らなくなってしまわないかと思うのですが、そういった考えで本当にいいのでしょうか。答弁いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 山川産業課長。

○産業課長（山川勉君） 決して関係ないとは思っておりませんし、大切だとは思っております。ただ、一民間企業の経営に対して、市のほうで言える部分というか、言えない部分もありますし、全てにおいて、一民間企業の経営に口出しというか、お話しするのはちょっと難しい部分があるのかなと考えております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん、ちょっと質問内容が通告内容から外れてきているような気がするのですが、ちょっと修正をしていただければと思います。

どうぞ、下山則義さん。

○7番（下山則義君） 今、M・かもい岳株式会社のことをやっているのですが、M・かもい岳株式会社の経営の状況というのは知っていなければ、どんなことをやるのかも分からないような状況であれば、黙って任せておくというわけにいかないなというふうな思いもありますし、スキー場の経営があまりよくないのだという話が先ほどありましたよね。私も聞いているのが、給料の未払いだとか、そういうのも聞いているものですから、そうであれば、本当にどうなのだとこのことを確認するのが本当なのではないかなと私は思うのですが、そうではないですか。答弁いただきたいと思いますが、同じ答弁になりますか。

○議長（本田加津子君） 山川産業課長。

○産業課長（山川勉君） 繰り返しになりますが、正式にそのようなことは聞いておりませんので、同じ答弁になります。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） そうであれば、M・かもい岳株式会社のことに関しては、あまりよく聞いていないのではなくて、分かっているということになると思うのですよね。聞いて、それを全て信用する、それで大丈夫だではないと私は思うのですよ。やはりある程度のことを確認したり、M・かもい岳株式会社が言っている言葉の裏を取るなんて言い方はおかしいですけども、間違いのないのかということを確認する、それは必要だと思うのですよ。私には、給料の未払いがあるのですがということの話が出ていたのですが、市長、副市長もこういう話は聞いて

ていないのでしょうか、答弁ください。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 先ほど来、産業課長のほうから御答弁させていただいているとおり、M・かもい岳株式会社、かもい岳国際スキー場に関しましては、市の重要な観光資源の一つということで認識していることについては、昨日来御答弁している内容と何ら変わりはありません。

あと、産業課長が答弁していますとおり、一民間事業者ということで、これは下山議員もよく御存じで、経過を分かっている話だと思いますけれども、かもい岳国際スキー場の運営に関しましては、過去に直営で行っておりました。その後、指定管理者に移行し、さらには廃止。その後、紆余曲折しながら、運営を民間事業者のほうに譲渡したという、こういった経緯がございます。その間には、市民の皆さんの御意見を聞きながら、市は一旦運営することについては断念したという経緯がございます。

ただ、しかしながら、下山議員がおっしゃるとおり、過去からかもい岳国際スキー場に関しましては、歌志内市のシンボリックな観光資源の一つということで押さえていることについては、何ら変わってはございません。ただ、一民間企業の経営状況につきましては、これは私たちも、先ほど産業課長が1回目で御答弁申しましたとおり、固定資産税の減免の関係で経営の状況などについては、資料として提出を求めているところでございますので、その範疇において把握しているということを産業課長のほうで御答弁した内容のとおりでございます。したがって、今、下山議員がおっしゃっている給料の未払いということが現実にあるとなれば、それについては追及しなければならないということはありませんけれども、それが事実であれば、そういうことも考えなければならないと思いますけれども、私たちは休業した段階での話としては、書類で再三御報告願いたいということで、要求をしているところでございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） それでは、給料の未払いとしまししょうか、給料の未払いはこちらでは分かっていないと。何も報告が来ていないと。その報告をしてくださいよ。給料の未払いとは言わないまでも、何かありましたら報告してくださいねと、その中にはないから、分からないということで、今の答弁があったということで聞いてよろしいですね。お願いします。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 何もしていないということではなくて、先ほどの繰り返しになりますけれども、固定資産税の減免という特別な措置をしております。これは皆さん議員の議会での承認を得て、特別な措置をやっている最中でございます。その内容に変更があった場合には、当然報告をする義務を負っている会社でございますので、そういったことを報告してもらおうと。それが滞っているのであれば、報告してくださいということで要求をしているところでございます。その上で、内容が事実なのか、事実がどうなっているかということを確認するというような立場でございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） それでは、改めてお願いします。給料のことについて、改めて給料についてどうなのですかということを確認していただきたいと思います。

それと同時に、歌志内市内の業者についても、滞っているものがないのかなのか、それも確認していただきたいと思います。正しいことを確認してください。それはお願いしたいと思います。

では、次の質問に行きます。

今、M・かもい岳株式会社、昨日の質問の答弁にも同じような内容のことがありましたけれども、紆余曲折があって、いいときも悪いときもあった。でも、今のM・かもい岳株式会社を見ると、悪いときと悪いときしかないような気がしてならないのですよ、聞く情報によると。そして、今、副市長のほうから話があったとおり、今のM・かもい岳株式会社の状況を聞くと、何かしらそんな感じがするのですが、今までもM・かもい岳株式会社というよりもかもい岳を、さあ、どうするかということ、指定管理者から始まって、そして、次がなくてしばらく終わって、しばらく待って、そして、M・かもい岳株式会社がやりましょうということで手を挙げた。ほかにもこの山をやりたいなと思っているところがあるのではないかとということも、私、考えるのですよ。それと同時に、今の状況を確認していないからまだ分からないと言いながらも、市民の方々からそういう形で、実は給料が未払いになっているのですというような話を聞いてきていますので、もしかしたら、それが行政の耳に届いていないのかもしれない。あるいは届いているのだけれども、表立って出てこないのかもしれないですが、そういったことを考えると、何かもう本当にかじを改めて切り直さなければならない時期が、今なのではないかというような気もするのですけれども、そんなことをM・かもい岳株式会社を見て感じませんか、答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 今回の御質問の中からは、なかなか御答弁しづらい部分がございますけれども、私たち行政のほうでは、いろいろな情報があります。正しい情報も、そうでない情報も、うわさ的な話もございます。そういったことを、どれが正しいかということは、取捨選択しなければならぬということの立場にあるかと思えます。そういった意味では、先ほど来言っていますとおり、固定資産税の減免をするという特別な措置を行っている企業でございますので、当然、経営状況などについても報告をすべきですし、報告をする立場にあると思えますので、私たちはそのことにつきまして、書面での報告を願いたいということで、担当所管からも要請はしているところでございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） そこまでしか話がいけないのだろうなというふうな思いで感じています。正直、もっともっと市民のほうに耳を傾けると違う話が出てくるはずですが、残念ですね、非常に。そうですか、かもい岳、残念ですね。

かもい岳のリニューアルオープン、御存じですよ。これも行政常任委員会で話が出ました。いろいろなことがあって、こういうことをやりますよ、これ5年以内にやれたらいいですね、やりますよという話があるのですが、これも持ってきていないですか。これでやっているもの、やっていないもの、私はあると思うのですけれども、やりましょうといったものが幾つできているか、分かりますか、答弁してください。

○議長（本田加津子君） 下山議員、それもちよっと通告とはずれているので、多分答えは持ち合わせていないと思うのですが。

○7番（下山則義君） いや、持ってきているのではないか。持ってきているのだから、答弁できればお願いしたいと思うのですがいかがですか。

○議長（本田加津子君） 聞きたいのであれば改めて、違う形でこの通告に沿ったような形から持っていくような質問にシフトできますか。

下山則義さん。

○7番（下山則義君） 今までの流れなら、大体分かっていただけではないかと思ったのですが。

それでは、改めて質問し直しましょう。

かもい岳の状況で今質問させていただいておりますが、かもい岳で、今年のシーズンはどうですか、やるのですか、やらないのですかという質問がありました。というよりも、その影響はどうですかという質問がありました。その質問の中で、その影響となると、設備だとかそういうのもみんな取りそろえて行きますよということになっていますよね。去年ですか、リニューアルオープンの際に、スキー場をこういうふうにしますよといった中で、できているものもあるのですよ。そして、できていないものもあるのですよ。それをどのように見て感じているのか、答弁いただきたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（本田加津子君） 暫時休憩します。

午後 1時32分 休憩

午後 1時33分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開します。

下山則義さん。

○7番（下山則義君） なかなか難しいですね。

かもい岳というのを見ていると、固定資産税の減免をしているからということ、ただ上がってくるものを見るだけでなく、その状況をやはり歌志内市自体が山に行き確認しなければならないということは絶対あると思うのですよね。それで、分からないと言うのであれば、これはもう仕方ないのかなと、そんな思いでいるのですけれども、そうですか、難しいですね。20年たっても難しいな。

それでは、次に行きましょう。

高齢者の内容で、65歳以上の高齢者で生活保護を受けている世帯が、その家屋は、7年5月現在で11戸となっていると。そのうちの1戸が、施設等に住みながらその家屋を所有している。

このことに関して伺いますが、こういう方々は恐らく家屋を自分で壊すということは金額も考えると、なかなか難しいのかなという思いが正直ございます。それと同時に、家族の方が、あるいは親戚縁者が、私たちが壊しましょうか、空き家対策をやってみましょうというのであればまた別ですけれども、こういったことについての歌志内市として手の下しようというのはあるのかどうなのか、それを答弁いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 加瀬福祉事業課長。

○福祉事業課長（加瀬卓也君） おっしゃるとおり、生活保護の方の統計上の数字を今、お教えしたところですが、基本的に生活保護ですので、最低限度の生活費のみの支給になりますから、そこからやりくりして、自分の家屋を壊すといった資力は通常で考えれば、ないということで判断しております。そうであれば、今、議員おっしゃったとおり、仮にその方が亡くなった後、身内の方がその分を相続して、その家屋をどうするのか、リフォームする、もしくは壊して別な利用にするとか、いろいろたればはあります。そういった家屋が資産価値が非常に低いケースが多々ありますので、そうしますと御懸念のとおり、空き家で環境に悪い家というふうに進んでいく可能性もなきにしもあらずですけれども、あくまでも今お話したのは仮定の話ですので、いろいろな形のパターンはあるかと思っておりますけれども、生活保護の観点、福祉事務所のほうからお話すると、なかなか手だてするような方策は見いだせないというところでございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番(下山則義君) 実を申しますと、これは本当の話ですから地域的に言ってしまうと、文珠の元の自動車学校の横の古い家屋ですか、昔の住宅というか、恐らく炭鉱の住宅になるのかな、あそこを歩いてそんな話をしていると、結構ぽつぽつとそういう話が出てくるのですよね。私の持っている家はここなのだけれども、生活保護費をもらっているのだけれども、ここに入っていればお金がないので、取られないので、ここに入っているのだということで、その方が亡くなったときに、恐らく関係者は分かりませんが、私のところでやりましょうという人が出るのであればいいですけども、壊すに当たってもね。恐らく出てこないときには、何らかの形で行政がということを考えていかなければならないのかなというふうな思いもあるのですよ。そうでなければ、最終的には、近所の方々に対する迷惑もありますから、代執行になってしまうのではないかなと。代執行にすれば金額が高くなるというのも聞いて知っていますので、何かしらいい方法がないのかなという考えの下に質問しているのですが、何かそういった手だてということは考えていないのか。これちょっと答弁いただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長(本田加津子君) 佐渡建設課長。

○建設課長(佐渡憲博君) 住宅を解体するという、そういった立場といいますか、建設課サイドの考え方で話しさせていただきたいと思います。

当課で持っている歌志内市住宅改修促進助成要綱というのがございます。これは一般的には30万円以上の解体で25%の助成金、最大50万円を出すというそういった要綱があるのですけれども、その中で、この被保護者に対しての部分ということで、救済措置というのでしょうか、特定空家になった場合の話になるのですけれども、先ほど言われた扶養義務者、支援してくれる、解体に対してお金を出していただける家族がいる場合、いない場合があると思うのですけれども、その出していただいた費用を除いた分を助成するという、そういった制度はございます。

○議長(本田加津子君) 下山則義さん。

○7番(下山則義君) そういった制度はきちんと明文化されていて、そういう条例だとか規則だとかというのは、きちんと整っていると聞いてよろしいですか。

○議長(本田加津子君) 佐渡建設課長。

○建設課長(佐渡憲博) 歌志内市住宅改修促進助成要綱ということであっております。

○議長(本田加津子君) 下山則義さん。

○7番(下山則義君) そういうのであれば、何となく安心できるのでしょうかけれども、それをしっかりと、その方々にも、その時期が来ることによって教えていかなければならないでしょうし、歌志内市でもその体制をつくっていかなければならないと思うのですよ。ただ、今の空き家のことを考えますと、それだけで終わらないものも必ずや出てくると思います。

歌志内市が住みよいまちで、住んでいてよかったなと思うためには、そういったこともしっかりとやっていかなければならないのではないかとと思うのですが、このことに対しても行政から市民の方々にしっかりと知らせる、その情報を出していただけないかなという思いでいます。

改めて、こういったものもありますよと、入ってくる人には、家を建てるのにお金を払いますよと同じように、壊す人には、こういうような状況がありますよ、壊したら施設にも市営住宅にも入ることができますよと。ただ、自分の家に入っているとお金かからないから、そこからなかなか出ないということもあるので、でもそうすることによって、コンパ

クト化ですとか、あるいは、もしものことがあったときには、すぐ対応できるような状況もできるでしょうし、そんなことも考えながら行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 今、申し上げました要綱につきましては、解体のみではなくて改修も含めて活用できる助成要綱になっているのですけれども、この要綱につきましては、昨年度、令和6年度、この要綱の助成を受けた解体が14件ございました。その前の年、令和5年度も同じく14件ぐらい。さらに前の年、令和4年度につきましては19件解体しております。この3年間で約50件近く、47件解体しております。

まだまだ周知が足りないという部分では、広く皆さんに行き渡るように周知は努めてまいりたいと思います。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） そういう体制ができていて、やり続けているのだということを聞いて安心しました。

ただ、解体するのに高額なものがかかるということも、皆さん御存じのとおりですので、100万円から200万円という金額がどうしても出てきますので、そういったことに関する形をしっかりとつくとともに、最終的には、歌志内においてよかったなと思えるような状況をつくっていただければと思います。そのことをお願いして、本日の私の一般質問を終了いたします。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さんの質問を打ち切ります。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1時42分 休憩

午後 1時47分 再開

○副議長（女鹿聡君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議長を交代いたします。

本田議長は、一身上に関する事件のため退席されました。

それでは、議事に入ります。

このたび、議長本田加津子さんから、辞表が提出されました。

お諮りします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（女鹿聡君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加することに決定いたしました。

議長の辞職について

○副議長（女鹿聡君） 日程第4 議長の辞職についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本田加津子さんの議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（女鹿聡君） 御異議なしと認めます。

したがって、本田加津子さんの議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、本田加津子さんの入場を許可いたします。

〔本田議員、着席〕

○副議長（女鹿聡君） お諮りいたします。

この際、議長選挙の件を日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（女鹿聡君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長選挙の件を日程に追加することに決定いたしました。

選 挙 第 1 号

○副議長（女鹿聡君） 日程第5 選挙第1号、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（女鹿聡君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、私が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（女鹿聡君） 御異議なしと認めます。

したがって、私が指名することに決定いたしました。

議長に川野敏夫さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま私が指名いたしました川野敏夫さんを議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（女鹿聡君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました川野敏夫さんが議長に当選されました。

ただいま当選された川野敏夫さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

以上をもちまして、議長代理の職務を全て終了いたしました。

皆様の御協力、誠にありがとうございました。

川野議長、議長席にお着きくださいますようお願いいたします。

〔女鹿副議長、自席に着席〕

〔川野議長、議長席に着席〕

議長就任挨拶

○議長（川野敏夫君） 御指名いただきました。ありがとうございます。

もとより議長の責務といたしまして、中立・公正・公平、粛々と議場の秩序を守ってまいります。

また、現在、歌志内市総合計画の基本理念であります「みんなで創る笑顔あふれるまち」、この実現に向けて、行政とバランスの取れた両輪となって、是々非々を念頭に議事の整理を行ってまいります。

市民の皆様にとっても、開かれた議会となるよう、議員間討議なども含めた議会の改革に努めたいと思っております。

今後も、様々な皆様の御意見を取り入れ、できる限り全員一致を目指した議会の運営に努めてまいりますので、皆様の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

ここで暫時休憩いたします。

午後 1時53分 休憩

午後 1時58分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

ただいま、女鹿副議長は、一身上に関する事件のため退席されております。

それでは、議事に入ります。

このたび、副議長女鹿聡さんから、辞表が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加することに、決定いたしました。

副議長の辞職について

○議長（川野敏夫君） 日程第6 副議長の辞職の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

女鹿聡さんの副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、女鹿聡さんの副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

女鹿聡さんの入場を許可します。

〔女鹿議員、着席〕

○議長（川野敏夫君） お諮りいたします。

この際、副議長選挙の件を日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、副議長選挙の件を日程に追加することに決定いたしました。

選 挙 第 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 選挙第2号、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に佐藤良治さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました佐藤良治さんを副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました佐藤良治さんが副議長に当選されました。

ただいま当選されました佐藤良治さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

副議長に当選されました佐藤議員から御挨拶があります。

佐藤副議長、御登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

副 議 長 就 任 挨 拶

○副議長（佐藤良治君） —登壇—

お許しをいただきまして、一言、御挨拶を申し上げます。

ただいま議員の皆様方の御推挙をいただきまして、荣誉ある歌志内市議会の副議長に御選任を賜り、大変光栄に存じますとともに、心から厚く御礼を申し上げます。

今まさに、その責任の重さをひしひしと実感している次第でございます。副議長として川野議長を補佐し、議会運営が円滑かつ公正に行われるよう力を尽くしてまいります。

また、市民の皆様方の負託に応じるべく、議会の一員として常に公正中立の立場を堅持するとともに、私たち議会が常に開かれた姿勢で議論を深め、実効性のある政策を進めていくことが

重要であります。そのためにも、副議長としての立場から、議会全体の調和と建設的な議論の場づくりに努めてまいります。

今日、私たち地方自治体を取り巻く環境は、日々変化しており、多くの課題に直面しております。そうした中であって、市民の皆様の声に耳を傾け、信頼される議会づくりに努めていくことが私たちに課せられた使命であると認識しております。

議員の皆様方、理事者の皆様方におかれましては、今後ともなお一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、副議長就任の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

散 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時04分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 本 田 加 津 子

川 野 敏 夫

歌志内市議会副議長 女 鹿 聡

署名議員 佐 藤 良 治

署名議員 下 山 則 義